

石川県公報

平成 29 年 9 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 58 号)

目 次

規 則	
○石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則 (税 務 課) 1	○石川県核燃料税条例施行規則 (同) 1

規 則

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十六号

石川県核燃料税条例の施行期日を定める規則

石川県核燃料税条例 (平成二十九年石川県条例第二十八号) の施行期日は、平成二十九年十月八日とする。

石川県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十七号

石川県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県核燃料税条例 (平成二十九年石川県条例第二十八号。以下「条例」という。) の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第二条 条例第九条の申告書及び修正申告書の様式は、価額割にあつては別記様式第一号、出力割にあつては別記様
式第二号による。

(申告納付期限の延長の手続)

第三条 納税義務者は、条例第九条第一項の規定による知事の指定 (以下この条において「申告納付期限の指定」と
いう。) を受けようとするときは、申告納付期限の指定がないものとした場合における同項の規定による期限の
十五日前までに、別記様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、申告納付期限の指定をし、又はしないこととしたときは、
別記様式第四号による通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(更正又は決定に係る通知書の様式)

第四条 条例第十条の更正又は決定に係る通知書及び条例第十一条の過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算
金額の決定に係る通知書の様式は、価額割にあつては別記様式第五号、出力割にあつては別記様式第六号による。

(更正請求書の様式)

第五条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書の様式は、別
記様式第七号による。

(賦課徴収)

第六条 第一条から前条までに定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関する手続については、石川県税条例施行

規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の定めるところによる。この場合において、同規則第二条第一号中「地方消費税」とあるのは、「地方消費税及び核燃料税」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(平成二十九年十月八日)から施行する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 石川県核燃料税条例施行規則(平成二十四年石川県規則第三十九号)は、廃止する。

(石川県核燃料税条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 石川県核燃料税条例(平成二十四年石川県条例第三十二号)附則第四項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる同項の規定による失効前の同条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定による廃止前の石川県核燃料税条例施行規則の規定は、同項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(調整規定等)

4 条例附則第六項又は第七項の規定の適用がある場合におけるこの規則の適用については、別記様式第一号中

原子力規制委員会の確認日又は定期事業者検査の終了日	とあるのは	使用前検査の合格日又は施設定期検査の終了日	と、別記様式第二号中
原子力規制委員会の確認を受けた日	とあるのは	使用前検査の合格日	と、別記様式第三号及び別記様式第四号中
原子力規制委員会の確認日又は定期事業者検査の終了日	とあるのは	使用前検査の合格日又は施設定期検査の終了日	と、別記様式第六号中
原子力規制委員会の確認を受けた日	とあるのは	使用前検査の合格日	とする。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

核燃料税価額割 (修正) 申告書							
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算		
	石川県知事 様		通 信 日 付 印	確 認 印			
発電用原子炉設置者の所在地							
発電用原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		⑩					
担当者の所属部署及び氏名		所属部署 氏 名 電話番号 ()					
区 分		課税標準額		税 率	税 額		
当初申告	申 告 額	千円		$\frac{8.5}{100}$	円		
	納 付 年 月 日	年 月 日					
修正申告	修 正 申 告 額	千円		$\frac{8.5}{100}$	① 円		
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額			$\frac{8.5}{100}$	②		
	差 引 増 差 額 (この申告により) (納付すべき税額)	/		/		①-②	
	増差税額納付年月日	年 月 日					
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書							
課税対象核燃料 (新規挿入分)				発電用原子炉の 設置場所及び名称			
挿入核燃料 の 体 数 (単価別区分) ③	核燃料 の 単 価 ④	取得価額 (課税標準) ③×④	核燃料の 重量合計	核燃料の装荷期間		年 月 日から 年 月 日まで	
体	円/体	円	kgU	原子力規制委員会の 確認日又は定期 事業者検査の終了日		年 月 日	
				核燃料の挿入日		年 月 日	
				課 税 対 象 外 核 燃 料	再 挿 入 分 体 数	⑥ 体	
					既 挿 入 分 体 数	⑦ 体	
計	平均単価	総取得価額	総重量	核燃料の合計数		⑤+⑥+⑦ 体	
⑤ 体	円/体	円	kgU				

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

核燃料税出力割 (修正) 申告書						
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 石川県知事 様	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算		
		通 信 日 付 印		確 認 印		
発 電 用 原 子 炉 設 置 者 の 所 在 地						
発 電 用 原 子 炉 設 置 者 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		⑧				
担 当 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名		所 属 部 署 氏 名		電 話 番 号 ()		
課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書						
課 税 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
区 分	熱出力 ①	課税期間 の 月 数 ②	課税標準 ③(①×②/3月)	税率 ④	税額 ③×④	
当初申告	申 告 額	千 kW	月	千 kW	円	円
	納 付 年 月 日	年 月 日				
修正申告	修 正 申 告 額	千 kW	月	千 kW	円	⑤ 円
	既 に 納 付 の 確 定 し た 額				34,900	⑥
	差 引 増 差 額 (この申告により 納付すべき税額)					⑤-⑥
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日				
摘 要						

備考 1 課税期間が同一の発電用原子炉が複数ある場合、その合計額により記載し、その内訳を「熱出力・課税期間に関する明細書」に記載してください。

2 熱出力及び課税標準について、千 kW 未満の端数は切り捨ててください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

熱出力・課税期間に関する明細書				
発 電 用 原 子 炉 の 名 称	熱 出 力	修正熱出力	原子力規制委員会の確認を受けた日	運転を終了した日
	千 kW	千 kW	年 月 日	年 月 日
合 計				

注 熱出力については、石川県核燃料税条例第 6 条第 3 項に規定する熱出力を記載してください。また、熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

核燃料税価額割に係る申告納付期限の指定等通知書

納税義務者 所在地 名 称		第 号
		年 月 日
様		石川県知事 印
<p>年 月 日付けで申請のありました申告納付期限の延長について、次のとおり申告納付期限を指定した を指定しないこととしたので、石川県核燃料税条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。</p>		
発 電 用 原 子 炉 の 設 置 場 所 及 び 名 称		
原子力規制委員会の確認日 又は定期事業者検査の終了日	年	月 日
指定した申告納付期限	年	月 日
申告納付期限を指定しない理由		

備考 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります)。

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、県を被告として (知事が、被告の代表者となります) 提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

核燃料税価額割更正 (決定) 通知書			
納税義務者 所在地 名称	第 号 年 月 日		
石川県知事		印	
地方税法第 276 条、第 278 条又は第 279 条の規定により、次のとおり核燃料税価額割の課税標準額及び税額 (加算金) の更正 (決定) をしたので通知します。			
なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。			
発電用原子炉の 設置場所及び名称		核燃料の挿入日	年 月 日
区 分	課税標準額	税 率	税 額
更 正 ・ 決 定 額	千円	$\frac{8.5}{100}$	① 円
既に納付の確定した額		$\frac{8.5}{100}$	②
差 引 不 足 額	/	/	③ (① - ②)
区 分	基礎となる税額	乗ずる率	加 算 金 額
過 少 申 告 加 算 金	円	$\frac{\quad}{100}$	④ 円
不 申 告 加 算 金		$\frac{\quad}{100}$	⑤
重 加 算 金		$\frac{\quad}{100}$	⑥
指定納期限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額	③+④+⑤+⑥ 円
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関		

備考 1 この更正 (決定) について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります)。

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、県を被告として (知事が、被告の代表者となります) 提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

核燃料税出力割更正 (決定) 通知書					
納税義務者 所在地 名称					第 号 年 月 日
石川県知事					印
<p>地方税法第 276 条、第 278 条又は第 279 条の規定により、次のとおり核燃料税出力割の課税標準額及び税額 (加算金) の更正 (決定) をしたので通知します。</p> <p>なお、この通知書により納付すべき税額等は、指定された納期限までに次の納付場所へ納付してください。</p>					
更正・決定に係る課税期間	年 月 日から 年 月 日まで				
区 分	熱出力①	課税期間 の月数②	課税標準③ (①×②/3月)	税率④	税額 (③×④)
更正・決定額	千 kW	月	千 kW	円	⑤ 円
既に納付の確定した額				34,900	⑥
差引不足額					⑦(⑤-⑥)
区 分	基礎となる税額		乗ずる率	加算金額	
過少申告加算金	円		$\frac{\quad}{100}$	⑧ 円	
不申告加算金			$\frac{\quad}{100}$	⑨	
重加算金			$\frac{\quad}{100}$	⑩	
指定納期限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額		⑦+⑧+⑨+⑩ 円	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日		年 月 日	
納付場所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関				
熱出力・課税期間に関する明細書					
発電用原子炉の名称	当初熱出力	更正熱出力	原子力規制委員会の確認を受けた日	運転を終了した日	
	千 kW	千 kW	年 月 日	年 月 日	
合 計					

備考 1 この更正 (決定) について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、県を被告として (知事が、被告の代表者となります。) 提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、

① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき、

- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 この通知書により納付すべき不足税額に、申告書提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

核燃料税に係る更正請求書				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日 様 </div> 石川県知事	発電用原子炉 設置者の所在地			
	発電用原子炉 設置者の 名称及び 代表者の氏名	⑩		
	担 当 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	所属部署 氏 名	電話番号 ()	
次のとおり、核燃料税 価額割・出力割 に係る更正の請求をします。				
価 額 割	発電用原子炉 の 設 置 場 所 及 び 名 称		核 燃 料 の 挿 入 日	年 月 日
出 力 割	課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
区 分		課税標準	税 額	摘 要
更 正 の 請 求 前			円	
更 正 の 請 求 後				
更正の請求をする理由 及び更正の請求をする に至った事情の詳細 その他参考となるべき事項				

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

